

京都市告示第416号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和5年11月10日

京都市長 門川大作

1 下水道施設の名称

鳥羽水環境保全センター

石田水環境保全センター

2 都市計画を定める土地の区域

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木外9ケ町

京都市伏見区石田西ノ坪、伏見区石田森西

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)